

令和2年度第1回 古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録

日時：令和2年10月8日（木）10：00～11：20

場所：市役所 第1庁舎4階 第2委員会室

1. 市長あいさつ

市長	・ 上水道のありがたみが手洗い等で見えやすい一方、下水道のありがたみは普段は見えにくい。しかし災害が起これば、避難所のトイレ問題等で、下水道のありがたみを感じるだろう。防災という観点から、市民の皆さまに下水道のたいせつさも伝えていければと思っている。 ・ 上下水道事業の経営基盤を固めていくことが必要なので、皆さまのご意見を賜りたい。よろしくお願いいたします。
----	---

2. 諮問

市長	（諮問書を読み上げ。会長に交付）
----	------------------

3. 議事

(1) 会議及び会議録の取り扱いについて

事務局	・ 今年度の会議はすべて公開 ・ 本日の傍聴者数は0名 ・ 会議録は要点筆記にて作成の上、内容承認後ホームページ等で公開
会長	質疑等なし。事務局案で承認

(2) 審議会の進め方とスケジュールについて

事務局	（別紙資料1に基づき「審議会の進め方とスケジュールについて」を説明） ・ 今後2ヶ月に1回のペースで開催 ・ 第1回（今回）：諮問第1号「水洗便所改造奨励金の見直しについて」の詳細説明・事務局案提示 ・ 第2回：諮問第1号の審議・諮問第2号「受益者負担金（分担金）一括納付報奨金の見直しについて」の詳細説明・事務局案提示 ・ 第3回：諮問第2号の審議 ・ 第4回：答申案のとりまとめ ・ 課内で立ち上げた「下水道事業政策プロジェクトチーム」にて事務局案を作成した。
会長	質疑等なし。事務局案で承認

(3) 上水道事業ならびに下水道事業の経営状況について

事務局	（別紙資料2-1に基づき「水道事業の経営状況について」を説明） ・ 業務量、収益的収支、資本的収支、水道料金収納率の説明
-----	---

	・水道事業財務諸表の説明 (平成 31 年度損益計算書、平成 30 年度、31 年度貸借対照表、平成 31 年度キャッシュ・フロー計算書)
事務局	(上段に続き、別紙資料 2-2 に基づき「下水道事業の経営状況について」を説明) ・業務量、収益的収支、資本的収支、下水道使用料及び負担金収納率の説明 ・下水道事業財務諸表の説明 (平成 31 年度損益計算書、平成 30 年度、31 年度貸借対照表、平成 31 年度キャッシュ・フロー計算書)
会長	もう少しわかりやすい資料はないのか。
事務局	水道事業、下水道事業ともに、年度末に他市町と比較した資料を提示する。
委員	今回は資料にある数字から、何が原因として考えられるか、また今年度の課題として何が導き出せるか、などの検証も示していただきたい。
事務局	年度末までには今後の水道事業、下水道事業の行く末が見えるような説明を行う。
会長	数字はあるとしても当年度だけで、今まではどうだったのかというのも見えづらい。その辺りも考慮した説明をお願いしたい。
会長	他の質疑なし。(3)の報告を承認
(4)水道事業アセットマネジメント計画の策定結果について	
事務局	(別紙資料 3 に基づき「水道事業アセットマネジメント計画の策定結果について」を説明)
会長	今後古賀市の人口は減っていく見込みなのか。
事務局	減っていく見込みである。それに伴い一人当たりの水道、下水道の使用量も減っていくことが懸念材料である。
委員	P16 にて 3 通りの案が提示されている。この中では「全量受水」が最も有利であると考えてよいのか。
事務局	その通りです。浄水場の廃止をどのように考えるかも含めて今後ご審議いただきたい。
委員	全量受水した場合のリスクがあれば教えていただきたい。
事務局	古賀市は市内に福北導水管が通っており、ここから受水している。福岡市からの受水と浄水場とを合わせれば、都合 3 ヶ所から水をまかなっている。浄水場を廃止しても他 2 ヶ所からの受水が可能であり、水不足に陥ることは考えにくく、さらに福北導水管は災害用のため管路が強靱であるため、災害時のリスクはそれほど大きくないと考えている。
会長	他の質疑なし。(4)の報告を承認
(5)下水道工事にかかる概要説明について	

事務局	(別紙資料 4 に基づき「下水道工事にかかる概要説明について」を説明)
委員	水洗便所改造奨励金は 5 万円ということだが、改造に係る工事費は通常いくらか。また、5 万円はそのうちの何%ほどを占めるのか。
事務局	水洗便所改造にはくみ取りからと浄化槽からの 2 パターンある。くみ取りからの場合、概算で 30~70 万円ほどの費用が見込まれる。一方で浄化槽からの場合は概算で 10~20 万円ほどである。
会長	他の質疑なし。(5)の報告を承認
(6)水洗便所改造奨励金の見直しについて	
事務局	(別紙資料 5 に基づき「水洗便所改造奨励金の見直しについて」を説明)
会長	浄化槽を設置するのに補助金が出ているのか。
事務局	国・県・市それぞれが負担する形で出ている。1 基当たり設置費が概ね 100 万円ほどだが、その 1/3 くらいを補助している。 浄化槽は設置時に一度補助金が投下されているため、改造奨励金は減額してよいのではと考えている。
会長	下水管へ接続した後の浄化槽は一般的にどのようにしているか。
事務局	槽内の機械や汚物をすべて取り除き、砂で埋めている。
委員	奨励金の算定根拠は工事費の利子相当分であったと記憶しているが、その辺りも調べていただきたい。今回案は妥当な線だと考えているが、背景や根拠を精査し、当審議会に諮っていただくことにより、会内の理解が進むと考えている。
委員	新築・リフォームは対象にならないとある。リフォームが対象にならない理由は何か。
事務局	トイレのみなら対象とするが、家全体のリフォームは対象としていない。
委員	トイレのリフォームを含む家全体のものでも対象にならないのか。
委員	下水道法により供用開始から 3 年以内の接続が義務付けられている。家全体のリフォームであればまずその期間は過ぎており、法の要件を満たしていないことになる。対象にしていないのはそういった理由では。農業集落排水事業も条例により法に準じた取り扱いをしているはずなので、リフォームを対象としていないのは妥当だと考えている。
事務局	先ほどの奨励金算定根拠について、工事費 60 万円、年利 3%、償還期間 5 年で算定すれば、55,000 円となる。
委員	水洗便所に改造した際に、奨励金の交付を受けた記憶がない。この制度はいつごろから施行されていたものなのか。
事務局	昭和 57 年度から施行されている。それ以前に改造しているのであれば、制度自体がないため奨励金も存在しない。

会長	今後奨励金の対象となる戸数は何戸くらいか。
事務局	今後の予定は手元に資料がないため回答しかねる。昨年度の実績であれば 203 件で、約 1,000 万円分だった。
事務局	古賀市全体では、資料 9 頁にあるように、あと 4,000 人から 5,000 人ほど未接続の方がいる。下水道が通らない区域は別として、今後接続する必要があると見込まれる人数である。
会長	今回はこの諮問の審議が本題ということでよいか。
事務局	次回で奨励金に対する意見をいただいて、ご審議をお願いしたい。

5. その他

事務局	次回日程調整の依頼（10/19 日締め切り）
-----	------------------------